

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

たつの市

1 促進計画の区域

別紙記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧龍野市地域

(1) 現況

本地域は、龍野、揖西、揖保、誉田、神岡と5地区に分かれている。揖西、神岡地区において、土地基盤整備がほぼ完了しており、龍野、揖保、誉田地区は、整備が進んでいない。全域的に農地は、おおむね平たんであり、水利は、揖保川及び林田川やため池等から取水し豊富である。

地域においては、営農組織や法人、認定農業者などが、農地を集積し、米、麦、大豆等の作付けを行っている。しかし、エコファーマーを取得し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式に取り組む農業者が少ないので、今後、普及推進を図る必要がある。

また、担い手不足による遊休農地の増加に伴い、農地や水路及び農道の維持管理が問題となっており、地域全体で、担い手の負担軽減のため活動に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧新宮町地域

(1) 現況

本地域は、水資源が豊富であり、一部谷間に帯状の農地はあるが、地区内の市街化区域周辺を除いて、大型機械に対応可能な条件を備えた土地基盤整備が完了しており、農業生産法人と認定農業者への農地の集積が図られている地域である。主に米を中心に作付けが行われており、ひょうご安心ブランドの認証を受けたブランド米を販売する農業者やエコファーマーを取得している農業者もいるが、一部の農業者に限られており、今後、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及推進を図る必要がある。

また、担い手不足による遊休農地が増加している地区もあり、農地や水路及び農道の維持管理が問題となっており、地域全体で、担い手の負担軽減のため活動に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧揖保川町地域

(1) 現況

本地域は、地域の西部、南部と北部の一部は、土地基盤整備事業により大規模な農地が整備されており、また、水利も揖保川、ため池等により豊富な地域である。営農組織や法人、認定農業者などが、農地を集積し、米、麦、そば等の作付けを行っているが、その一方で、担い手不足による遊休農地の増加、水路や農道の維持管理が問題となっており、地域全体で、担い手の負担軽減のため活動に取り組む必要がある。

また、地区内には、エコファーマーの取得や地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式に取り組む農業者が少ないので、今後、普及推進を図る必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧御津町地域

(1) 現況

本地域は、土地基盤整備事業も大部分で完了しており、農地は平たんである。また、海を埋め立てた干拓地等では、国・県の指定産地として野菜（人参、大根）が栽培されている。

営農組織や法人、認定農業者などが、農地を集積し、米、麦、野菜の作付けを行っている。地域でのエコファーマーの取得は主に、干拓地の野菜生産農家で進んでいるが、他の地域では、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式に取り組む農業者が少ないので、今後、普及推進を図る必要がある。

また、担い手不足による遊休農地の増加、水路や農道の維持管理が問題となっており、地域全体で、担い手の負担軽減のため活動に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧龍野市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧新宮町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧揖保川町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旧御津町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

※ 上記の実施を推進する区域においては、原則として、都市計画及びその他の計画により都市的な土地利用を図る区域として位置づけた土地を除く。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし